

会計に関する規定

第1章 総則

- 第1条 この規定は本連盟の会計業務について定める。
- 第2条 本連盟の会計に関しては別に定める帳簿を備え、整然且つ明瞭に記録しなければならない。
- 第3条 本連盟の会計に関しては、金銭出納は会計が掌り、収入・支出に関しては全て幹事長の承認が必要である。
- 第4条 会計業務の全てにおいて監事の監査を必要とする。

第2章 予算

- 第5条 本連盟の一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入歳出はこれを予算に編入しなければならない。
- 第6条 本連盟の会計については翌年度予算案を10月の定時代表委員総会までに作成しなければならない。
- 第7条 前条の予算はその範囲内で執行するとともに、予算に定められた目的以外に使用してはならない。

第3章 金銭会計

- 第8条 当該年度会計に属する収入・支出に関する出納は3月31日までに完結するものとする。
- 第9条 全ての収入は入金に関する領収書を作成しなければならない。
- 第10条 全ての支出はその請求書及び関係種類を添付しなければならない。また、その領収書を保存しなければならない。
- 第11条 本連盟の貯金口座を設ける銀行は会長の承認を受けて幹事長がこれを指定する。また、その名義人は会長とする。

第4章 決算

- 第12条 本連盟の収支決算書及び次の調書は、これを翌年度の5月定時代表委員総会までに作成しなければならない。
- (1) 収支決算書及び決算説明書

（2）事業報告書

第5章 資産

第13条 本連盟の資産は会長が保管する。

第6章 引継

第14条 会計が交代するときは、前任者は翌年度の4月15日までに貯金、現金、物品資産を後任者に引き継がなくてはならない。

第15条 前条の引継は監事立会の上帳簿、現金、貯金等を照合して行うものとする。

第7章 雜則

第16条 この規定を実施するための必要な事項については常任幹事会が立案し、評議員会に諮問する。